

令和6年度第12回榎戸区協議会の

重要審議事項の概要について（お知らせ）

日 時 令和6年12月14日（土）19時より
場 所 榎戸公会堂ホール
出 席 区長、副区長、参与（2）、事務局長、顧問（2）、
町内長（29）うち監査委員（2）

冒頭、進行は事務局長が努め、議案は協議員の過半数によって賛否を決する旨を確認した。（※議案書は別添参照ください。）

- 第1号議案 令和6年度 榎戸区区有基本金承認の件
区長説明ののち、採決の結果、賛成多数で承認。
- 第2号議案 令和6年度 榎戸区経費収支決算承認の件
区長説明ののち、監査委員から監査の結果が適正であった旨報告。採決の結果、賛成多数で承認。
- 第3号議案 榎戸区規約改正(案)承認の件
区長説明ののち、採決の結果、賛成多数で承認。
- 第4号議案 令和7年度 榎戸区協議費(区費)の住民負担基準改正(案)承認の件
- 第5号議案 令和7年度 榎戸区経費収支予算(案)承認の件
関連があるため一括提案。副区長説明ののち、採決の結果、賛成多数で承認。
- 第6号議案 令和7年度 副区長承認の件
区長より新副区長 竹内英之氏（本郷町）選任について説明。拍手により承認。
竹内英之氏あいさつ。
- 第7号議案 令和7年度 新協議員承認の件
29名のうち、交代のあった16名の町内長を承認。（※町内長は2年任期）
- 報告事項
 - 1 令和6年度 榎戸神明社決算報告の件（神明社氏子総代より説明）
 - 2 令和7年度 公職者報告の件（区長より報告）

本資料は、榎戸区ホームページでもご覧いただけます。
内容についてのお問い合わせは、区事務所へお願いします。

令和6年度
榎戸区協議会議案書

令和6年12月14日

榎戸区長 今津 準

目 次

□第1号議案	令和6年度 榎戸区区有基本金承認の件	1
□第2号議案	令和6年度 榎戸区経費収支決算承認の件	2
□第3号議案	榎戸区規約改正(案)承認の件	5
□第4号議案	榎戸区協議費(区費)の住民負担基準改正(案)承認の件	9
□第5号議案	令和7年度 榎戸区経費収支予算(案)承認の件	10
□第6号議案	令和7年度 副区長承認の件	12
□第7号議案	新協議員承認の件	
□報告1	令和6年度 榎戸神明社決算報告の件	
□報告2	令和7年度 公職者報告の件	

【第1号議案】

令和6年度 榎戸区区有基本金の承認の件

1. 基本金額 46,242,490 円
2. 預入先 あいち知多農業協同組合 のぞみ支店
3. 基本金預入明細

	口座番号	金額 (円)	満期日
1	70744231	2,502,503	2025/11/30
2	70744264	3,003,001	2025/11/30
3	70744402	8,254,241	2025/11/30
4	70744479	9,161,832	2025/11/30
5	70744491	8,143,842	2025/11/30
6	70744543	8,108,572	2025/11/30
7	76175835	2,000,068	2025/11/30
8	76175857	1,068,397	2025/11/30
9	76839036	2,000,034	2025/11/30
10	77451299	2,000,000	2025/11/29
	合計	46,242,490	

令和6年12月14日提出

榎戸区長 今津 準

【第2号議案】

令和6年度 榎戸区経費収支決算承認の件

1 収入の部	14,410,752円
2 支出の部	11,764,866円
3 差引残高	2,645,886円

令和6年12月14日 提出
榎戸区長 今津 準

経常の部

1 収入の部 △印 予算額より減額 (単位：円)

款項目	6年度予算額	6年度決算額	比較増減	摘 要
第1款 財産収入	100	433	333	
1項 財産収入	100	433	333	利息
第2款 市交付金	3,000,000	3,256,230	256,230	
1項 市交付金	3,000,000	3,256,230	256,230	地区連絡手数料, 自治振興費他
第3款 諸収入	5,099,900	5,090,349	△ 9,551	
1項 繰越金	3,874,540	3,874,540	0	前年度繰越金
2項 土地収入	800,000	808,809	8,809	土地・建物貸付収入
3項 寄付金	0	0	0	
4項 公会堂使用料	20,000	17,000	△ 3,000	
5項 樋門補助金	390,000	390,000	0	樋門管理補助金
6項 雑収入	15,360	0	△ 15,360	
第4款 協議費	6,200,000	6,063,740	△ 136,260	
1項 協議費(区費)	6,200,000	6,063,740	△ 136,260	区民賦課金
合 計	14,300,000	14,410,752	110,752	

令和5年12月1日～令和6年11月30日の1年間

2

2 支出の部

△印 予算額より減額 (単位：円)

款 項 目	6年度予算額	6年度決算額	比較増減	摘 要
第1款 事務費	1,418,000	1,475,016	57,016	
1項 報 酬	618,000	618,000	0	区長・副区長報酬
2項 人件費	100,000	218,800	118,800	事務所当番, ITツール支援
3項 需要費	300,000	272,716	△ 27,284	事務所における事務用品等
4項 交際費	400,000	365,500	△ 34,500	会費, 慶弔, 謝礼等
第2款 会議費	1,660,000	1,440,358	△ 219,642	
1項 協議会費	750,000	662,978	△ 87,022	会議, 協議員手当, 退任謝礼等
2項 組長会費	610,000	595,000	△ 15,000	組長手当
3項 総会費	0	0	0	
4項 研修会費	300,000	182,380	△ 117,620	協議員研修会費等
第3款 土木費	1,350,000	1,327,040	△ 22,960	
1項 用悪水路費	300,000	247,720	△ 52,280	水路維持管理
2項 諸修繕費	500,000	593,120	93,120	道路・機器設備修繕 消火栓箱交換等
3項 排水費	390,000	390,000	0	樋門係手当
4項 環境整備費	160,000	96,200	△ 63,800	公園・神社等維持管理等
第4款 公会堂費	1,400,000	1,245,254	△ 154,746	施設修繕, 光熱水道, 備品購入等
第5款 防犯防災費	2,100,000	1,304,881	△ 795,119	防犯灯電気料金・修繕・新設等
第6款 部会費	400,000	147,814	△ 252,186	
第7款 雑支出	5,000,000	4,532,353	△ 467,647	
1項 神 社 費	860,000	850,330	△ 9,670	神社管理
2項 諸団体補助	1,240,000	1,231,760	△ 8,240	長生会, こども会, 消防団, 囃子保存 会, 体育協会, 榎戸コミュニティ
3項 雑 費	600,000	222,363	△ 377,637	墓地管理, 協議会反省会等
4項 積立金	2,000,000	2,000,000	0	区有基本金積立金(定期預金)
5項 租税公課	300,000	227,900	△ 72,100	
第8款 予備費	972,000	292,150	△ 679,850	青パト購入
合 計	14,300,000	11,764,866	△ 2,535,134	

令和5年12月1日～令和6年11月30日の1年間

※ 第1款 事務費 の不足分57,016円は 第8款 予備費 より支出

常滑市榎戸区規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本区は、常滑市榎戸区（以下「区」という。）と称し、事務所を榎戸コミュニティセンターに置き、事務局を設置する。

(区域及び住民)

第2条 区の区域は、榎戸区とし、その区域内に居住するものを区民とする。

(目 的)

第3条 区は、区民の生活を通じ、相互の親睦と福祉を増進し、相互扶助の精神に基づき、地域の町づくりに寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(役員を選任)

第4条 区に次の役員を置く。

(1) 区 長		1 名
(2) 副区長		1 名
(3) 参 与		2 名
(4) 事務局長		1 名
(5) 顧 問		若干名
(6) 監査委員		2 名
(7) 町内長	各町内	1 名
(8) 組 長	各組	1 名

2. 区長には、前年の副区長が就任する。

3. 区長は、年ごとに副区長を選任し、協議会の承認をえる。

4. 顧問は、県議会議員、又は市議会議員を充てる。

5. 参与は、区長退任直後就任する。

6. 事務局長は、区長が指名する。

7. 区長は、事務局に有償委託の職員を置くことができる。

8. 監査委員は、毎年町内長から2名選任する。

9. 町内長、組長は、現任者が後任者を選任する。ただし、町内長は原則として毎年半数が交替する。

10. 役員に欠員が生じた場合は、それぞれ補充する。

(役員の仕事)

第5条 区長は、区の仕事総理し、区を代表する。

2. 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その仕事を代理する。
3. 顧問は、区長に助言と指標を与える。
4. 参与は、区長に助言を与える。
5. 事務局長は、区の仕事総括処理する。
6. 監査委員は、区のを計を監査する。
7. 町内長は、町内の代表として、区協議会に参画する。
8. 組長は、組を代表し、区組長会に参画する。また、町内長を補佐する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 区 長 | 1 年 |
| (2) 副区長 | 1 年 |
| (3) 参 与 | 2 年 |
| (4) 事務局長 | 1 年 但し、再任を妨げない |
| (5) 顧 問 | 県議会議員、市議会議員在任期間 |
| (6) 監査委員 | 1 年 |
| (7) 町内長 | 2 年 |
| (8) 組 長 | 1 年 |

2. 任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。
3. 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(区幹部会)

第7条 区長は、必要に応じて、区協議会前に区幹部会を開催する。

2. 区幹部会は、区長、副区長、参与、事務局長・及び顧問により構成する。

3. 区長は、必要に応じて、区幹部会に関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(区協議会)

第8条 区長は、毎月1回、区協議会を開催する。

2. 区協議会は、協議員(区長、副区長、参与、事務局長、顧問及び町内長)により構成する。
3. 区長は、必要の都度、臨時に区協議会を開催することができる。
4. 区長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明と意見を求めることができる。
5. 区協議会は次の項目を重要事項として審議する。

- (1) 主要人事
 - (2) 各年度の予算及び決算
 - (3) 主要な財産の取得処分及び財産の状況
 - (4) 規約及び規則の制定及び改廃
 - (5) その他、区長が重要な事項として認めたもの。
6. 重要事項の議事は、出席者の過半数で決定する。票数が同数の場合は、区長が決定する。
 7. 区長は、重要事項の議事において、区長経験者の出席を求め、意見を求めることができる。
 8. 区長は、重要事項の審議の議事録を調整の上保存し、その要旨を公開する。

(区組長会)

第9条 区長は、必要に応じて、区組長会を開催することができる。

(部会)

第10条 区長は、区の業務を処理するため部会を設置する。

2. 部会は、協議員、ボランティア委員により構成する。
3. 部会の担当分野、従事者は、区長が定める。
4. 区長は、部会に部会長を置く。

(実行委員会)

第11条 区長は、専門的業務を処理するため実行委員会を設置することができる。

2. 実行委員会委員は、区長が委嘱する。
3. 区長は、実行委員会委員の中から実行委員長を指名する。

(区監査会)

第12条 区長は、毎年12月に区監査会を開催する。

2. 区監査会は、区長、副区長、参与、事務局長、顧問及び監査委員により構成する。

第4章 財産会計

(区有財産の管理)

第13条 区有財産の管理は、区長が行う。

(会計)

第14条 区の会計(歳入歳出)は次のとおりとする。

- (1) 歳入
 - イ 区協議会費
 - ロ 財産収入
 - ハ 市交付金
 - ニ 諸収入

(2) 歳出

イ 経常部

ロ 臨時部

2. 会計年度は、毎年12月1日から11月30日までとする。

3. 区長は、毎年、区の歳入歳出について、予算書、決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(報酬手当)

第15条 役員の職務執行に要する報酬、手当等の額は、区長が区協議会に諮り決定する。

第5章 雑 則

(事務引継等)

第16条 区長は、決議された予算書を新町内長に説明しなければならない。

2. 区長は、重要書類、備品等について新区長に事務引継ぎをする。この場合、区長、副区長、新副区長、参与、事務局長、顧問及び監査委員が立ち会う。

(区樋門係)

第17条 区長は、樋門係1名を選任する。

(規約の改廃)

第18条 本規約は、区協議会の議決がなければ改廃はできない。

付 則

本規約は、昭和56年1月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成28年12月11日から施行する。

付 則

本規約は、令和2年12月13日から施行する。

付 則

本規約は、令和3年12月12日から施行する。

付 則

本規約は、令和4年12月17日から施行する。

付 則

本規約は、令和6年12月14日から施行する。

【第4号議案】

榎戸区協議費（区費）の住民負担基準

（令和6年12月14日区協議会にて一部変更）

1. 榎戸区民は、区の行事・事業などの経費に充てるため、協議費（区費）を負担する。
2. 協議費（区費）は、世帯割とし、次のように負担する。
 - (1) 一世帯あたり、年額 4,000円。
※アパート（長屋建・共同住宅の借家）住まいの世帯は、年額2,000円。
 - (2) 区内に有する事業所は、区協議会で協議し、協議費（区費）の額を定める。
3. 協議費（区費）を負担することが困難と認められる世帯については、本人または町内長の申出により、次の基準により区協議会で協議し、減免することができる。
 - (1) 免除
 - ・生活保護家庭
 - ・世帯の生計を維持する者が、6ヵ月以上の長期療養を要する場合
 - (2) 2分の1に減免
 - ・高齢（75歳以上）で一人暮らしの世帯
 - ・子どもが満18歳未満の一人親世帯
 - ・重度障がい者世帯、重度障がい者を扶養する世帯
 - (3) その他、特別の事情があると認められる場合は、減免する。
4. 協議費（区費）は、1月1日現在、榎戸区に居住するものに課する。
ただし、年度途中で榎戸区へ転入した世帯は、次のとおり定める。
 - (1) 6月30日までに転入した世帯は、2,000円。
 - (2) 以下の場合には2分の1に減免。
 - ・アパート（長屋建、共同住宅の借家）住まいの世帯
 - ・高齢（75歳以上）で一人暮らしの世帯
 - ・子どもが満18歳未満の一人親世帯
 - ・重度障がい者世帯、重度障がい者を扶養する世帯
 - (3) 7月1日以降に転入した世帯は、免除する。
5. 納入された協議費（区費）の払い戻しはしない。
6. 協議費（区費）は、各町内長が取りまとめ、指定された期日に、榎戸区事務所（榎戸コミュニティセンター内）へ届ける。
区長は、区長名の口座（あいち知多農協）に振込み納入する。
7. 協議費（区費）の徴収期日は、おおむね2月中とし、集計金額を3月定例区協議会に報告する。
8. この他に必要な事項が生じた場合、区長は区協議会に諮り定める。
9. この基準は、令和7年1月1日から施行する。

【第 6 号議案】

令和 7 年度 副区長承認の件

竹内 英之（たけうち ひでゆき） 本郷町

【第 7 号議案】

令和 7 年度 新協議員承認の件

任期満了に伴う新協議員（以下 16 名）の承認を求めます。

任期：令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

町内名	町内長名	住所
第 3 町内	タケウチ ノブオ 竹内 信雄	神明町
第 4 町内	サイダ コウイチロウ 齋田 幸一郎	神明町
第 5 町内	キトウ シュウサク 鬼頭 周作	新田町
第 7 町内	ヨシダ マサノリ 吉田 政令	新田町
第 9 町内	キトウ シンジ 鬼頭 伸治	港町
第 11 町内	クヤマ ヨシヒデ 葉山 義英	本郷町
第 12-2 町内	スミノ アキヒデ 角野 彰英	金山西岨
第 13-2 町内	イトウ マサフミ 伊藤 政文	本郷町

町内名	町内長名	住所
第 13-3 町内	ヨシダ タカヒデ 吉田 隆英	本郷町
第 14-1 町内	イトウ マサヒコ 伊藤 正彦	港町
第 14-2 町内	ハヤシ アキコ 林 晶子	港町
第 15 町内	ナガイ ヨシエ 長井 好江	港町
第 17 町内	オグリ ヒデフミ 小栗 秀文	港町
第 20 町内	イシバシ ヨシヒロ 石橋 良洋	新田町
第 22 町内	シバ ケンイチ 芝 研一	港町
第 24 町内	ウダ ナオキ 宇田 直希	新浜町

報告1

令和6年度
榎戸神明社 収支決算報告書

令和6年12月3日

榎戸神明社
氏子総代代表 伊 藤 充

令和6年度 榎戸神明社 決算書

1 収支決算書

収入の部 5,923,636円

支出の部 4,495,206円

【次年度繰越額】 差引残高 1,428,430円 567,097円（口座） 107,133円（現金）

「内訳」

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越貯金	1,903,977	令和4年度より	玉串料	520,035	各神事神主費用 巫女費用
繰越現金	318,767	令和4年度より	御供費用	623,397	各神事の御供物費用 投餅費用
補助金	1,150,000	榎戸区 (祭礼委員会含)	神社費	34,200	神社庁知西支部 関連会費
寄付金	213,000	一般・厄才分 新田山仲間分	大麻料	819,200	神社庁上納金 (伊勢神宮等御札)
初穂料	1,269,410	御神札・跡地料	神事行事維持費用 管理費用	1,063,858	※資料参照
賽銭	484,973		電話料	82,049	自動引落(着色)
雑収入	583,509	社務所使用料 幣帛量	水道料	12,350	自動引落(着色)
預金利息	0		電気料	89,499	自動引落(着色)
			保険料	66,800	自動引落(着色) (火災共済)
			公租公課	126,900	自動引落(着色) (固定資産税)
			境内維持管理費用 活動費用	1,056,918	※資料参照
			次年度 全繰越金	1,428,430	口座・現金合算
合計	5,923,636		合計	5,923,636	

2 榎戸神明社基本金（変更なし）

（単位：円）

種類及び契約番号		金額	金融機関	預入日	利息	金額+利息
定期一般	68729613	5,050,000	あいち知多農協 のぞみ支店	令和3年11月19日	86	JA 普通口座へ
定期一般	68730026	5,050,000	あいち知多農協 のぞみ支店	令和3年11月20日	86	
定額貯金	52120-11371637-05	859,000	常滑鬼崎郵便局	令和3年1月6日	22	859,022
定額貯金	52120-11371637-03	502,000	常滑鬼崎郵便局	平成25年1月18日	1,670	503,670
定額貯金	52120-11371637-06	502,000	常滑鬼崎郵便局	令和4年1月14日	5	502,005
定額貯金	52120-11371637-04	4,450,000	常滑鬼崎郵便局	平成27年1月26日	11,795	4,461,795
通常貯金	12100-7062391	34,836	常滑鬼崎郵便局		6	郵貯 普通口座へ

あいち知多農協のぞみ支店	定期預金合計	10,100,000円
常滑鬼崎郵便局	定期預金合計	6,326,492円
	通常預金合計	34,836円
総合計		16,461,328円

3 榎戸神明社火災共済保険（変更なし）

契約番号	共済の目的	共済保険金額	契約先	保険料	共済期間	自動契約期限年月日
1521	拝殿 2330-0011-256211	30,000,000	あいち知多農協	34,800	1年	令和6年10月27日
1522	土蔵 2330-0011-089224	3,100,000	あいち知多農協	3,590	1年	令和6年10月27日
1523	八幡社 2330-0010-931236	1,500,000	あいち知多農協	1,740	1年	令和6年10月27日
1524	社務所・倉庫 2330-0010-795243	16,500,000	あいち知多農協	19,130	1年	令和6年10月27日
1525	御本殿・津島社 2330-0010-688257	6,500,000	あいち知多農協	7,540	1年	令和6年10月27日

※令和5年10月27日 午後4時から、令和6年10月27日 午後4時まで1年間とっております。

監査報告

令和6年11月30日榎戸神明社において、氏子総代7名により帳簿監査をした処、適正に処理され正確であったことを認めます。

令和 6 年 11 月 30 日

榎戸神明社 氏子総代

伊 藤 充		桑 原 昭 二	
長 瀬 昭 彦		齋 田 典 男	
伊 藤 正 喜		井 上 哲 雄	
角 昭 男			印

報 告 2

令和 7 年度 公職者報告の件

令和 7 年度 公職者名簿

民生委員・児童委員

やま	かわ	えり	こ	いわ	た	てる	み	なか	むら	やす	ひろ
山	川	絵	里	岩	田	照	巳	中	村	安	宏
なか	むら	まれ	とし	さい	だ	かつ	え	さい	だ	とも	こ
中	村	希	敏	齋	田	勝	江	齋	田	智	子
たけ	うち	あき	ひろ								
竹	内	昭	弘								

保護司

たけ	うち	
竹	内	さつき

農地利用最適化推進委員

よし	だ	たく	みつ
吉	田	卓	三

顧問（常滑市市議会議員）

にし	もと	まさ	き
西	本	真	樹
さい	だ	ただし	
齋	田	資	

教育委員

かじ	た	こう	し
梶	田	幸	司

回 覧

令和7年1月1日

榎戸区民の皆様

榎戸区長 藤堂 正喜

ご あ い さ つ

あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、心温かな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

このたび皆様方のご推挙を賜り、下記の役員により榎戸区協議会を務めることになりました。微力ではございますが、一人でも多くの方に「榎戸に住んでよかった」と感じていただけるよう、私共一同、精一杯努力していく所存であります。

皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、年始のごあいさつといたします。

記

令和7年榎戸区協議員

区 長	藤堂 正喜	第 6 町内長	齋田 充弘	第14-2町内長	林 晶子
副 区 長	竹内 英之	第 7 町内長	吉田 政令	第 1 5 町内長	長井 好江
参 与	伊藤 憲二	第 8 町内長	伊藤 友一	第 1 6 町内長	齋田 和則
参 与	今津 準	第 9 町内長	鬼頭 伸治	第 1 7 町内長	小栗 秀文
事務局長	浅田 文彦	第 1 0 町内長	久野 浩司	第 1 8 町内長	齋田 隆司
顧 問	西本 真樹	第 1 1 町内長	柴山 義英	第 1 9 町内長	鈴木 三郎
顧 問	齋田 資	第12-1町内長	伊藤 憲治	第 2 0 町内長	石橋 良洋
第 1 町内長	吉田 丈児	第12-2町内長	角野 彰英	第 2 1 町内長	森田 真代
第 2 町内長	吉田 英俊	第13-1町内長	伊藤 充	第 2 2 町内長	芝 研一
第 3 町内長	竹内 信雄	第13-2町内長	伊藤 政文	第23-1町内長	井上 諭
第 4 町内長	齋田 幸一郎	第13-3町内長	吉田 隆英	第23-2町内長	伴 典親
第 5 町内長	鬼頭 周作	第14-1町内長	伊藤 正彦	第 2 4 町内長	宇田 直希

榎戸区の皆様へ

協議費（区費）納付のお願いと住民負担基準改正のお知らせ

日頃は、榎戸区の行事や事業にご理解とご協力を賜り、篤くお礼申し上げます。

本年も区民の皆様とともに、更なる安心・安全で住みやすい榎戸区を目指し、各種の行事や事業を推進したいと考えております。つきましては、令和7年度の協議費（区費）の納付をお願いいたしたく存じます。

この協議費は、令和7年1月1日現在で榎戸区に居住する方をお願いするものです。昨年12月の協議会におきまして、今年度より一世帯あたり原則年額3,800円から4,000円（アパート2,000円）にすることが了承されました。その理由は、①年々減少する協議費（区費）の収入額 ②続く物価高騰に伴う諸経費の高騰 ③硬貨を扱うことによる事務処理の負担 などでございます。

皆様からいただいた協議費は、協議会などの会議費や区が主催します各種行事、公会堂・コミュニティセンターなど施設管理、防犯灯の新設・修繕、それに榎戸区で活動する関係団体の補助などに大切にに使わせていただいております。

1月30日から2月15日までの期間に、担当者（組長）が、各家庭にお伺いし、納付をお願いいたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年1月吉日

榎戸区長
藤堂正喜